

燕市告示第 368 号

燕市広告入りおくやみハンドブックの協働発行事業に関する取扱要綱を次のように定める。

令和 6 年 8 月 28 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市広告入りおくやみハンドブックの協働発行事業に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、死亡した後に発生する各種手続きの情報に加え、それらに関連した企業等の広告を掲載した冊子「燕市広告入りおくやみハンドブック」(以下「ハンドブック」という。)を市及び民間事業者(以下「協働発行事業者」という。)が協働して発行することについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載広告の内容)

第2条 ハンドブックに掲載できる広告の内容は、燕市広告掲載取扱要綱(平成19年燕市告示第195号)及び燕市広告掲載取扱基準の定めるところによる。
(協働発行事業者の募集方法等)

第3条 市長は、市ウェブサイト等でハンドブックの協働発行事業者を募集するものとする。

2 募集期間、提出書類その他必要な事項は、別に定める募集要項に定めるものとする。

(協働発行事業者の申込み)

第4条 協働発行事業者は、燕市広告入りおくやみハンドブック協働発行事業者申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(協働発行事業者の選定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、第3条第2項において

定める募集要項に基づき公正に判断し、一者を選定するものとする。ただし、審査の経緯については公表しない。

- 2 審査の結果は、燕市広告入りおくやみハンドブック協働発行事業者審査結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(協定書の締結)

第6条 市長は、前条第1項の規定により決定した協働発行事業者と、ハンドブックの協働発行事業に関して協定を締結するものとする。

(ハンドブックの作成)

第7条 協働発行事業者は、広告主、広告内容その他ハンドブックの仕様についてあらかじめ市長と協議し、市長の承諾を得たうえでハンドブックを作成しなければならない。

- 2 協働発行事業者は、作成したハンドブックについて、事前に市長の確認を受けた後に市に納入しなければならない。

(協働発行事業者の責務)

第8条 協働発行事業者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主又は広告の募集主であるかのような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

- 2 協働発行事業者は、広告の内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

- 3 協働発行事業者は、掲載された広告及び広告主に問題が生じたときは、速やかに市に通知し、当該ハンドブックを回収し代替の冊子を提供するものとする。

(協働発行事業者の選定の取消し)

第9条 市長は、協働発行事業者に選定されたものが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、協働発行事業者としての選定を取り消すことができる。

- (1) 協働発行事業者、広告主及び広告内容が法令等に違反しているとき又はそのおそれがあるとき。

- (2) 不正の手段により第6条の協定を締結したとき。

(3) 同条の協定書に違反したとき。

(4) 協定期間中に社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。

2 協働発行事業者は、前項の規定により協働発行事業者としての選定を取り消されたときは、市の事務に支障がないように、広告のないおくやみハンドブックを無償で提供しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

年 月 日

燕市長様

所在地

事業所名

代表者名

電話番号

E-Mail

担当者

燕市広告入りおくやみハンドブック協働発行事業者申込書

燕市広告入りおくやみハンドブック協働発行事業者募集要項に基づき、下記書類を添えて申し込みます。

なお、この申込書及び添付資料のすべての記載事項は、事実と相違なきことを誓約します。

記

<添付書類>

- 1 提案書(書式自由)
- 2 会社の履歴事項全部証明書
- 3 住所を有する市区町村及び燕市の完納証明書(滞納がないことの証明)

※燕市に事業所がない場合は燕市の証明書は提出不要

- 4 会社概要(パンフレット等)
- 5 おくやみハンドブックの見本

(※1及び5は各5部、2～4は各1部を添付)

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

様

燕市長

燕市広告入りおくやみハンドブック協働発行事業者審査結果通知書

年 月 日付で申込みのありました燕市広告入りおくやみハンドブックの協働発行事業について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

審査結果	選定します ・ 選定しません
------	----------------